すみだ産業ナビ

今号では、毎月11日号に掲載している「すみだトリフォニーホールの公演情報」に替え、区の事業のほか、国や都などの産業振興に関する制度・施策等を紹介する「すみだ産業ナビ」を掲載します。

福利厚生の充実を図りませんか

「フレンズすみだ」会員募集

墨田区勤労者福祉サービスセンター「フレンズすみだ」は、区の支援のもと、区内中小企業の福利厚生事業を総合的にサポートしています。従業員の福利厚生の充実のため、ぜひ、ご入会ください。

[主な事業] ▶各種レジャー施設・スポーツ施設等の利用料補助　▶美術展・観劇・コンサートのチケット、クオカード、図書カード等の会員価格での提供　▶予防接種・人間ドック受診補助　▶講座・バスハイクの実施、慶弔等給付金の支給　など**[対象]**区内在住在勤の中小企業の事業主と従業員　＊自営業の方、パートタイマーの方も入会可**[費用]** ▶入会金＝1人300円　▶会費月額＝1人500円**[問合せ]** ▶墨田区勤労者福祉サービスセンター ☎3626－3723　＊詳細は「フレンズすみだ」のホームページを参照　▶生活経済課消費者・勤労福祉係☎5608－6185

ぜひ、ご活用ください

知的財産権取得補助金

区内の中小企業の皆さんが知的財産権を取得する際の費用補助を行っていますので、ぜひ、ご利用ください。

[対象となる知的財産権] 特許権、実用新案権、意匠権、商標権**[対象者]** 次のすべての要件を満たす中小企業 ▶区内に主たる事業所を有する ▶知的財産権の出願人である　▶知的財産権の出願時に、区内で引き続き1年以上事業を営んでいる　▶前年度の住民税を滞納していない　▶知的財産権を活用する事業計画がある ▶特許権については、先行技術調査が終了している　▶実質的に、大企業が経営に参画していない　▶当該補助について、すみだ中小企業センターが実施する商工相談を受けている**[対象となる経費]** ▶出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料　▶知的財産権の出願・取得手続を弁理士や弁護士に委託した場合の報酬　▶その他、区長が特に必要であると認める経費**[補助金額]** 対象経費の合計額の1/2（千円未満は切捨て）**[限度額]**20万円**[問合せ]**すみだ中小企業センター（文花1－19－1）☎3617－4351

融資の利子を補助しています

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」は、小規模事業者の経営を支援するための国の融資です。無担保・無保証人（保証協会の保証も不要）で融資を受けることができるほか、区が利子の一部を補助しています。詳細はお問い合わせください。

[融資限度額]2000万円**[利率]**1.15%（2月1日時点）**[返済期間]** ▶運転資金＝7年以内　＊据置期間（12か月以内）を含む　▶設備資金＝10年以内　＊据置期間（24か月以内）を含む**[区の補助額]**支払利子の30%に相当する額　＊融資実行から36回目の返済分まで**[申込み]**随時、東京商工会議所墨田支部（江東橋3－9－10）☎3635－4343へ　＊申込みには東京商工会議所墨田支部の経営指導を受ける必要あり**[問合せ]**生活経済課融資係☎5608－6183

創業者を応援します

商工業融資「チャレンジ支援資金」

これから区内で開業される方または開業してから5年未満の区内中小企業者の資金需要に応えるため、区では、「チャレンジ支援資金」の融資あっせんを行っています。あっせん要件や申込方法等の詳細は、お問い合わせください。

[融資限度額]1250万円　＊区特定創業支援認定を受けた事業者は1500万円まで**[利率]**2.0%　＊うち1.8%を区が補助**[信用保証料]**融資実行後、全額補助**[返済期間]**7年以内　＊据置期間12か月を含む**[申込み]**随時、申込用紙と必要書類を直接、生活経済課融資係（区役所14階）☎5608－6183へ　＊申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

無料で派遣します

ITアドバイザー

[内容] ＩＴの導入方法や活用による効果などについての助言**[対象]**区内に主たる事業所を有する中小企業または区内に活動拠点を置く中小企業団体**[費用]**無料**[相談回数]**年度内に3回まで**[申込み]**随時、申込書を郵送または、ファクスで、すみだ中小企業センター（〒131－0044文花1－19－1）☎3617－4351・FAX3617－4340へ　＊申込書は申込先に電話で請求可（区ホームページからも出力可）

国等の制度のご紹介

店舗改装や個店の出店等に関する費用の助成が受けられます

販路開拓・新規出店等への助成事業

個店の魅力アップに向けた店舗改装や新規出店等を行う場合に、国の補助金を活用することができます。申請にあたり、専門家によるアドバイスを受けることもできますので、ぜひ、ご活用ください。

[対象等] 下表のとおり**[問合せ]**産業経済課産業振興担当☎5608－6186

対象	制度名・内容
これから店舗改装等の販路開拓に向けた取組を実施する方	**小規模事業者持続化補助金** 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成する取組や、その計画に沿った販路開拓の取組に要する費用の最大2/3（上限額50万円）を補助　＊海外展開・雇用対策・買物弱者対策を行う場合の上限額は100万円、複数の事業者が連携した共同事業の場合の上限額は500万円
新たに区内で出店・創業する方	**創業・第二創業促進補助金** ▶地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対し、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の最大2/3（上限額200万円）を補助　▶事業継承を契機に既存事業の全部または一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え廃業に係る費用（法手続費用、在庫処分等）の最大2/3（上限額1000万円）を補助

ご活用ください

国・都の中小事業者支援制度

中小事業者を支援するための制度の一部を紹介します。なお、補助金の募集期間等の詳細は、各制度の実施主体へご確認ください。

[問合せ] 産業経済課産業振興担当☎5608－6186

	支援概要	制度名・内容	実施主体
国	革新的なサービス開発等を支援します	**ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金** ▶サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善＝最大2/3（上限額1000万円）を補助　▶IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等＝最大2/3（上限額3000万円）を補助	中小企業庁技術・経営革新課☎3501－1816
	TPPを活用した海外展開を支援します	**ふるさと名物応援事業** ▶海外市場を見据えた加工食品の開発、それに付随する鉱工業品の開発やそれらの組み合わせによるブランド化の取組、国内の外国人へのテストマーケティングを始めとする国内販路の開拓＝最大2/3（上限額500万円）を補助　▶消費者嗜好（しこう）に関する情報提供、マッチング支援などの取組＝最大2/3（上限額1000万円）を補助　▶海外販路開拓を行う取組の中心的担い手となる人材の育成＝定額を補助　▶ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定＝定額を補助　▶新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクト＝最大2/3（上限額2000万円）を補助　▶海外から招いた専門家によるアドバイスを通じた、海外向け商品の開発＝定額を補助	中小企業庁創業・新事業促進課☎3501－1767
	経営課題を抱える事業者を支援します	**中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業** ▶売上拡大のための解決策の提案　▶経営改善策を提案し、実行に移すための専門家チームの編成・派遣　▶どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介　＊いずれも無料	中小企業庁経営支援課☎3501－1763
都	更なる成長を実現するための設備投資を支援します	**成長産業等設備投資特別支援助成事業** 成長産業分野における事業展開や既存事業等の高付加価値化により更なる成長を実現するために必要となる機械設備等の導入費用の最大1/2（上限額1億円）を補助	（公財）東京都中小企業振興公社設備リース課☎3251－7884

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告　就職したい障がい者の方へ。就労移行支援の上野キャリアセンター☎03-5806-5145までお気軽に。